**「にらさき情報掲示板」広告物等設置スペース利用規約**

韮崎市地域情報発信センター

指定管理者　株式会社まあめいく

令和３年４月1日制定

第１条（目的）

「にらさき情報掲示板」広告物等設置スペース利用規約(以下「本規約」という。)は、東日本旅客鉄道株式会社韮崎駅構内の「にらさき情報掲示板」（以下「当施設」という。）を運営管理する「韮崎市地域情報発信センター」（以下「当センター」という。）の指定管理者である株式会社まあめいく(以下「当社」という。)が当施設における広告物等の掲出場所（以下「当スペース」という。）の提供を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件およびその他必要な事項を定めるものです。

第２条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

（１） 広告物等

　　　 特定の情報を公衆に示すことにより、知得した者の態度や行動に影響を与えることを目的とした表現物等（パンフレット、ポスター類その他）をいいます。

（２） 掲出

　　　 広告物等の設置、掲出その他これらに類似する行為をいいます。

（３） 撤去

　　　 広告物等の撤去および処分ならびに当スペースの原状回復その他これらに類する行為をいいます。

（４） 申込者

　　　 当スペースの利用申込みを行う者を申込者といいます。申込者は原則として法人またはこれに準ずる団体若しくは個人とします。

第３条（適用範囲）

当スペースの取扱いは、本規約の定めるところによるものとし、申込者は本規約の内容に同意し、これを遵守するものとします。

２．本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。

第４条（規約の変更）

本規約は、申込者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。この場合、当社は、当施設および当センターのホームページ上で本規約を変更する旨、変更適用日および変更後の内容を当該変更適用日までに周知するものとし、変更適用後も申込者が当スペースの利用を継続した場合には、申込者は本規約の変更に同意したものとみなされ、当社と申込者との間では、本規約の変更後の内容が契約内容となるものとします。

第５条（広告物等取扱基準）

掲出を行う広告物等の内容等に関する基準は、当社が定めます。

２．掲出を行う広告物等は、原則として、韮崎市に関係する情報（イベント・店舗・スポット・お知らせ・募集

等）に限るものとします。

３．当社は、広告物等の全部または一部の内容が、次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断

した場合には、当スペースの提供を行いません。

（１） 責任の所在が不明瞭なもの

（２） 内容が事実と異なるものまたは不明瞭なもの

（３） 特定の個人または団体等を誹謗し、名誉もしくは信用を傷つけ、またはプライバシーを侵害する等、特定の個人または団体等の権利利益を損なうもの

（４） 民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、傷病、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人または団体等を不当に差別するもの

（５） 犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長または美化し、社会的秩序を乱すもの

（６） 詐欺的なものや悪質商法等、公衆に不利益を及ぼすもの

（７） 醜悪、残虐または猟奇的な表現により、知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの

（８） 非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、または知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの

（９） 露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスメントにあたる表現を含むもの

（10） 過度に射幸心や投機心をあおるものまたは過度に享楽的な内容のもの

（11） 青少年の健全な育成を妨げるもの

（12） 広告関連法規に抵触するもの

（13） 国際法規に違反し、または国家間の信義を損なうもの

（14） 虚偽または誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの

（15） 他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの

（16） 内容に係争中の事実を含むもの

（17） 内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、掲出に対する社会的なコンセンサスが得られ

　　　 ないもの

（18） 特定の政治活動または布教活動のためにするもの

（19） 思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの

（20） 取り扱うことにより当社・当センターまたは当社・当センター職員等の生命、身体、財産、名誉等に危険

が及ぶもの

（21） 韮崎市に無断で韮崎市のロゴ等を使用し、または韮崎市あるいは当社・当センターが主催、共催、後援、

協賛等している旨の表現を無断で用いているもの

（22） 事実と異なり、韮崎市あるいは当社・当センターが特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているか

のような表現を用いているもの

（23） 当社・当センターの業務を妨害し、または業務に支障を生じさせるもの

（24） 当施設の品位や美観を損なわせ、または安全で良好な環境維持を妨げるもの

（25） その他当社が不適当と認めたもの

４．当社は、申込者が次のいずれかに該当し、または該当するおそれのある場合には、当スペースの提供を行いません。

（１） 実態が不明瞭または運営体制等に懸念がある者

（２） 暴力団等反社会的勢力またはそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

（３） 韮崎市あるいは当社・当センターとの取引において債務不履行となった者

（４） 法令違反、公序良俗違反その他社会的信用失墜行為を犯した者

（５） その他前項各号の基準に照らして不適当と当社が認めた者

第６条（広告物等の審査）

　　申込者は、第７条に定める申込みと同時に、広告物等案その他当社が指定する資料（以下「広告物等案」といいます。）を当センターに提出し、広告物等の審査を受けることとします。

２．当センターは、広告物等案について第５条に定める広告物等取扱基準に照らして違反や不適合がないかを審査し、審査結果を申込者に通知します。なお、申込者は、当センターが広告物等案について必要に応じてその業務の範囲内で複製すること、法令、裁判所の決定または命令および行政官庁に要請された場合は、その要請の範囲内で要請機関へ開示すること、審査上等の理由で確認が必要と当センターが判断した場合は、その理由の範囲内で行政機関等の専門機関に広告物等案を提出し、照会する場合がありうることを予め了承するものとします。

３．前項の審査において非承認となった場合、これにより生じた申込者の損害について、当社・当センターは何等の責任も負わないものとします。また、承認となった場合であっても、申込者は、当該承認通知が、広告物等案が法令等に照らして問題ないものと当社・当センターが保証するものではないことを予め了承するものとします。

４．当社・当センターは、審査結果について、申込者に対して、その承認または非承認の理由を明示する義務を負わず、また、広告物等案の校正および返却は行いません。

５．申込者は、当該承認通知後から当スペース希望利用期間初日までに、広告物等案を変更する場合または広告物等案に関して第三者との間で紛争等が生じた場合その他当センターが必要と認めた場合には、再度審査を受けるものとします。

第７条（広告物等設置スペースの利用申込み）

　　当スペースの利用申込みは、申込者が当社所定の申込書を当センターに提出することにより行うものとします。申込みの受付時間は、当センターの開館日午前９時～午後７時とします。

２．当センターは、前項の申込内容について当施設の状況その他の事情に照らし支障がないかを確認し、当該申込みを承諾した場合には、その旨を申込者に通知します。

３．当スペースの利用申込みは、１回に１箇所かつ広告物等１種類とします。ただし、当スペースに空きがある場合は、申込者の申し出に対して、当センターが特に認めた場合はこの限りではありません。

４．当センターは、当スペースに空きがない場合は申込みを留保します。

第８条（契約成立）

当スペースの提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本規約の定めるところにより、申込者が

当センターに申込みを行い、当センターがこれを承諾する旨を通知したときに当社と申込者の間で成立する

ものとします。

第９条（契約の解約）

当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込者への催告等何等の手続を要さないで本契約の全部または一部を解約し、掲出中の広告物等を撤去することができるものとします。

（１） 当社より広告物等の掲出を禁止されたときまたは広告物等の撤去を命ぜられたとき

（２） 法令等により広告物等の掲出を禁止されたときまたは広告物等の撤去を命ぜられたとき

（３） 申込者が、当センターが承諾した内容（広告物等、広告物等設置スペース、利用期間、掲出方法等）と異なる内容で広告物等の掲出を行ったとき

（４） 申込者が第７条第２項の承諾を得ることなく広告物等の掲出を行ったときまたは行おうとしたとき

（５） 広告物等の内容または申込者が第５条各項に抵触する、または抵触するおそれがあるとき

（６） 広告物等に関して韮崎市あるいは当社・当センターと第三者との間で紛争等が生じ、相当の期間を経ても申込者による紛争等の解決が図られないとき

（７） 申込者が当センターに対して申し出た内容に虚偽があったとき

（８） 申込者が本規約の各条項または本規約に違反したとき

（９） その他特に必要が生じたとき

２．申込者は、当センターに本契約の解除の申し出をし、当センターがこれを承諾した場合に限り、本契約を中途解約することができます。

３．第１項第２号から第８号および前項の規定により本契約が解約された場合には、当社・当センターは、申込者に対して解約に伴う何等の責任（損害賠償、損失補填、慰謝料その他名目の如何を問いません。）も負わないものとします。

４．第１項第１号または第９号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と当社・当センターが誠意をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。

第１０条（広告物等・契約内容の変更）

本契約の成立後は、広告物等の変更（形態、意匠、表現、内容または企画その他一切の変更を含みます。）または契約内容の変更（申込者、広告物等設置スペース、利用期間、掲出方法その他一切の変更を含みます。）をすることはできないものとします。ただし、申込者の申し出に対して、当センターが特に認めた場合はこの限りではありません。

第１１条（利用期間）

利用期間は、当社が定める取扱条件に基づき、本契約において取り決めるものとします。

２．利用期間は、１か月（広告物等設置スペース希望利用期間初日から翌月の応当日の前日まで）以内としま

す。

第１２条（広告物等の掲出）

　　広告物等の掲出は、当センターが承諾した当スペース利用期間初日以降、申込者が自己の責任と負担により、自ら行うものとします。

２．広告物等設置場所は、当センターが指定する場所とします。広告物等設置場所は当センターの事情等により変更になる場合があり、申込者はあらかじめこれを了承するものとします。

第１３条（広告物等の管理）

申込者は、広告物等の掲出後に、当社・当センターに対して広告物等の残数確認または補充作業等を求めることはできないものとし、当社・当センターは、申込者に対して、これらの義務を負わないものとします。

２．広告物等の掲出後から当スペース利用期間終了日までの間、広告物等の瑕疵、第三者による盗難・汚損または天災等の不測の事態等による広告物等の損害については、当社・当センターは何等の責任も負わないものとします。

第１４条（広告物等の撤去・処分）

広告物等の撤去は、当スペース利用期間終了日までに、申込者が自己の責任と負担により、自ら行うものとします。

２．前項の規定にかかわらず、申込者に第９条第１項各号に該当する事由が認められる場合には、当社は申込者に対して、広告物等の撤去を求めることができるものとし、申込者は、当社が指定する期日までに、自己の責任と負担により、これを行うものとします。

３．当社は、申込者が前二項の広告物等の撤去を当該期日までに行わないときは、申込者への催告等何等の手続を要しないで、申込者の負担によりこれを代行できるものとします。

第１５条（広告物等設置スペース利用料金）

本契約にかかる当スペース利用料金は無料とします。

第１６条（損害賠償・苦情等対応）

　　広告物等に関する一切の責任は、申込者が負うものとします。

２．申込者は、掲出された広告物等の内容またはその広告物等を通じて販売した商品若しくは提供したサービ

ス、その他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、韮崎市あるいは当社・当センターまたは第三者に損害を与えないものとし、万が一、韮崎市あるいは当社・当センターまたは第三者に損害を与えた場合には、これにより韮崎市あるいは当社・当センターが被った一切の損害（韮崎市あるいは当社・当センターが直接の損害を

被った場合に限らず、韮崎市あるいは当社・当センターが第三者から受けた苦情に起因して被った損害を含みますが、これらの場合に限りません。）を賠償するものとします。また、掲出した広告物等の内容に関し、韮崎市あるいは当社・当センターが第三者から苦情を受け、または第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は韮崎市あるいは当社・当センターに一切の負担を掛けないものとします。

第１７条（免責事項）

　　当社は、次のいずれかの事由により広告物等の掲出を行えない場合には、当スペース利用期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、当社の判断により当スペースの提供を行わないことができるものとします。

（１） 天災等不可抗力、法令等による撤去命令、第三者による掲出阻害、不測の事態その他当社・当センターの責に帰すことができない事由により広告物等の掲出を行えない場合

（２） 申込者による広告物等の掲出が遅れた場合、申込者が制作した広告物等に瑕疵があった場合、申込者による掲出方法に瑕疵があった場合その他申込者の責に帰する事由により広告物等の掲出を行えない場合

（３） 当施設が閉鎖または一時閉鎖した場合、当施設の事情により当スペースの確保が困難になった場合その他当社・当センターの指示により当スペースの提供を行えない場合

２．前項第１号または第２号により当スペースの提供を行わない場合には、当社・当センターは申込者に対して何等の責任も負わないものとし、前項第３号により当スペースの提供を行わない場合には、申込者と当社・当センターが誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

３．当社・当センターは、広告物等の掲出により、広告対象となっている商品・サービスの売上等が向上すること、広告対象となっている団体または個人の知名度が上昇すること、広告対象が社会的批判の対象とならないこと、広告内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望する掲出の効果が得られることを何等保証するものではなく、申込者はこれを了承の上、申込みを行うものとします。

第１８条（権利義務の譲渡等の禁止）

　　申込者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第１９条（法令順守・権利処理）

　　申込者は、広告の内容またはその広告を通じて販売する商品若しくは提供するサービスその他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、関係する法律・規則および公正競争規約並びに業界団体が定めた自主規制がある場合はこれらを遵守します。

２．申込者は、第三者の著作権、特許権、商標権、プライバシー、パブリシティ権その他の権利を侵害すること

のないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理を行うものします。また、行政庁および自主規制団体等の許認可手続が必要とされる場合には、自己の責任と負担より当該手続を行うものとします。

第２０条（届出事項）

　　申込者は、本契約の期間中、申込時に当センターに届け出た申込者情報（氏名または名称、居所または住所および連絡先その他当社の定める事項）に変更があった場合は、直ちに当センターへ通知しなければならないものとします。

２．当社・当センターが申込者に対して行う通知または催告は、申込者から届出のあった居所または住所に宛てて発することにより行うものとし、当該通知または催告が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第２１条（秘密情報等）

　　申込者および当社・当センターは、本契約に基づいて知り得た相手方の秘密情報（営業上、技術上の事実または資料その他情報等）を相手方の予めの書面による同意なく第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ただし、法令、裁判所の決定または命令および行政官庁の要請により必要とされる場合は、必要とされる範囲かつ要請等をされた機関に対する限りで開示することができるものとします。

２．当社・当センターは、本契約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理します。

第２２条（存続条項）

　　第９条第３項および第４項、第１６条、第２１条、本条並びに第２３条の規定は、本契約が解除、期間満了その他の事由の如何を問わず終了した後も、なお効力を有するものとします。

第２３条（準拠法および管轄裁判所）

　　本契約の準拠法は日本法のみとし、本規約および本契約の規定は日本法に従って解釈され、執行されるものとします。

２．本契約に関して申込者と韮崎市あるいは当社・当センターの間で生じる紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２４条（協議事項）

　　本規約および本契約に定めのない事項並びに本規約および本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と当社・当センターが誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

以　上